

広島県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町溝口字野地井七〇三の三（次の図に示す部分に限る。）、七〇三の七、七

〇三の九、七〇四の四、七〇五の五、七四六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）